

様式例第3号

朝来市伝統的酒造り振興条例制定に係るパブリックコメントの結果		
意見等の募集期間	令和5年9月1日（金） ～ 令和5年9月30日（土）	
意見等の受付件数	2人	2件
提出方法の内訳	郵便 1人 電子メール 1人	ファクシミリ 0人 持参 0人
<p>実施機関(担当課等)コメント</p> <p>提出された2件の意見の内容について精査した結果、条例案の修正等は必要ないものと考えられます。</p>		
<p>提出された意見等の概要 (類似する意見については、取りまとめて掲載しています。)</p>		
番号	意見等	市議会の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	<ul style="list-style-type: none"> 市内に現存する歴史遺産、史料を有効に活用し、発酵作用を核とする酒造りの技法を内外に紹介すること。 これに加えて、酒蔵が地域社会において担ってきた歴史的役割を内外へと発信すること。 <p>これらを酒蔵ツーリズムの一本として位置づけ、市、事業者、市民が理解し協力するよう努めることを条例案に明記する。</p>	<p>「酒造りの技法」及び「酒蔵が地域社会において担ってきた歴史的役割」は、前文中の「市の文化等」に含まれており、内外への発信、酒蔵ツーリズムへの市、事業者、市民の理解、協力についても条例案の中に定められております。</p>
2	<p>市の役割として、適量飲酒の啓発に努めることを条文に加えるべきです。なぜなら、朝来市民の飲酒量は過剰であり健康リスクがあるからです。</p>	<p>この条例は、飲酒を推奨することを目的とはしておらず、アルコール依存症、生活習慣病への対策等、市民の健康増進に向けた施策については、朝来市健幸づくり条例等に基づき、取組が進められています。</p>